

教職大学院のダブルカウントの取扱いについて(案)

中央教育審議会の答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(平成24年8月28日)では、教職大学院のダブルカウントの在り方について検討を行う必要があると提言。また、専門職大学院制度の発足に伴う現在の経過措置の特例が平成25年度末までとなっていることから、早期の検討が必要。

(1) 現行制度の概要

● 教職大学院の最低基準の教員(必置教員)

修士課程(学校教育専攻)の研究指導教員数の1.5倍の数(7人)
+ 研究指導補助教員(4人)
= 11名

● 上記の必置教員は、学部・修士課程に必要な教員の数に算入(以下「ダブルカウント」という。)できないことが原則

- ① 必置教員数分を超えて配置される教員は、上記原則の対象とはならない。
- ② ダブルカウントせずに、いわゆる「兼担」として、自大学の別の専攻(学科)において、授業科目の担当など教育研究に従事することは可能。
- ③ 博士課程(後期)との間のみでは、必置教員の全員がダブルカウント可能(平成24年11月の省令改正)。

● ダブルカウントの経過措置(平成15年度から25年度末まで)として、学部、修士課程、博士課程(前期)との間では、必置教員の1/3まではダブルカウント可能

※経過措置を設けた理由

- ・ 専門職大学院制度の発足時は、他の学位課程における教育との関連性を考慮し、優秀な教員を確保する観点から、平成25年度まではダブルカウントを認め、当該経過措置の取扱いについては、改めて制度の定着状況を見直すこととしていた。
- ・ 博士課程(後期)については進学希望者への対応等のため、専任教員数のすべてのダブルカウントを認めている。

(2) 教職大学院のダブルカウントの取扱い

- 教職大学院を含む専門職大学院は、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行う大学院であり、教員資格についても従来の大学院とは異なる観点を有しており、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとするとともに、その資格の審査に当たっては大学院設置基準における研究指導教員と研究指導補助教員の区別を設けていない。
- また、専門職大学院は学部・修士課程とは独立した教員組織が必要であるとし、組織の独立性の確保を重視していることから、必置教員は他の学部等の専任教員の必要数に算入できないこととなっている。
- よって、教職大学院では、その教員について、修士課程の教員資格とは異なる教育能力、実務経験を重視しているとともに、組織運営面においても、修士課程とは分離した運営が必要であり、組織の独立性は重要であることから、教職大学院の教員を他の学位課程とダブルカウントすることは慎重に検討する必要がある。
- 一方、教職大学院は、教員養成のモデルとして設置数は25校(国立19校・私立6校)のみに限られていたが、昨年の中教審答申において、教職大学院が教員養成の主たる担い手と示されて、また、「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方(平成25年6月20日)」において教職大学院への重点化が提言された。したがって、今後、地元の教育委員会等との十分な協議のもとで、教職大学院の未設置県における新規設置や、既存の修士課程から教職大学院への移行が多く見込まれる。
- 教職大学院設置のためには、国立大学では、現行の学生の入学定員や教員の総数を増やさずとも、既存の修士課程の改組により教職大学院に必要な教員をそろえていくことができる。しかし、教科担当の教員が多数を占める既存の修士課程の教員組織から、教職分野や特別支援分野の教員、実務家教員など、教職大学院で必要な教員組織に移行するためには一定の経過期間が必要である。

- また、私立大学においては、小規模の学生の入学定員、教員組織で教員養成を行う大学が多数あり、教職大学院を新規に設置して、質の高い教育を行うためには、教職や特別支援教育分野等の優秀な教員を確保する必要があり、一定期間、他の学位課程の教員を活用することが必要となる。
- したがって、法科大学院をはじめ専門職大学院制度が創設された当時と同様に、既存の教員数のなかで必要な分野の教員をそろえるためには、計画的な教員採用が必要であることから、優秀な教員の確保のために、教職大学院については経過措置を改めて措置することも考えられる。
※法科大学院は、平成16年に創設され、10年間の経過措置が設けられた。
- 以上のことから、教職大学院の発展・拡充が見込まれる当面の間、教職大学院の専任教員を他の学位課程の必要教員数に算入できるような措置を行う方向性で、中央教育審議会ですらに検討することが望まれる。

(参考2) 教職大学院のダブルカウントに関する関係規定等

●専門職大学院設置基準(平成15年3月30日文科科学省令第16号)、<抄>

第5条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

(略)

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条第1項に規定する教員の数に参入できないものとする。

(略)

(附則)

2 第5条第1項に規定する専任教員は、平成25年度までの間、第5条第2項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に参入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期課程を担当する教員の数には、第5条第1項に規定する専任教員の数のすべてを参入することができるものとする。

●専門職大学院設置基準の一部改正(第5条第2項)

※平成24年11月19日公布、26年4月1日施行予定

第5条

2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員のうち同項の資格を有する者(大学院設置基準第8条第3項及び第9条第2項の適用を受けるものを除く。)がこれを兼ねることができる。

●専門職大学院設置基準の一部改正に伴う教職大学院の取扱い(平成24年11月19日事務連絡、<抄>)

昨年8月の中央教育審議会の答申において、教職大学院の専任教員に関し、設置基準上必ず置くこととされている専任教員を他の学位課程の必置教員数に参入することの在り方について検討を行う必要があるとの提言があったことから、今後、教員の資質能力に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議における教職大学院についての議論を踏まえ、中央教育審議会で審議の上、必要に応じ措置を検討する。

●中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(平成24年8月28日、<抄>)

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

② 国立教員養成系の修士課程の見直し

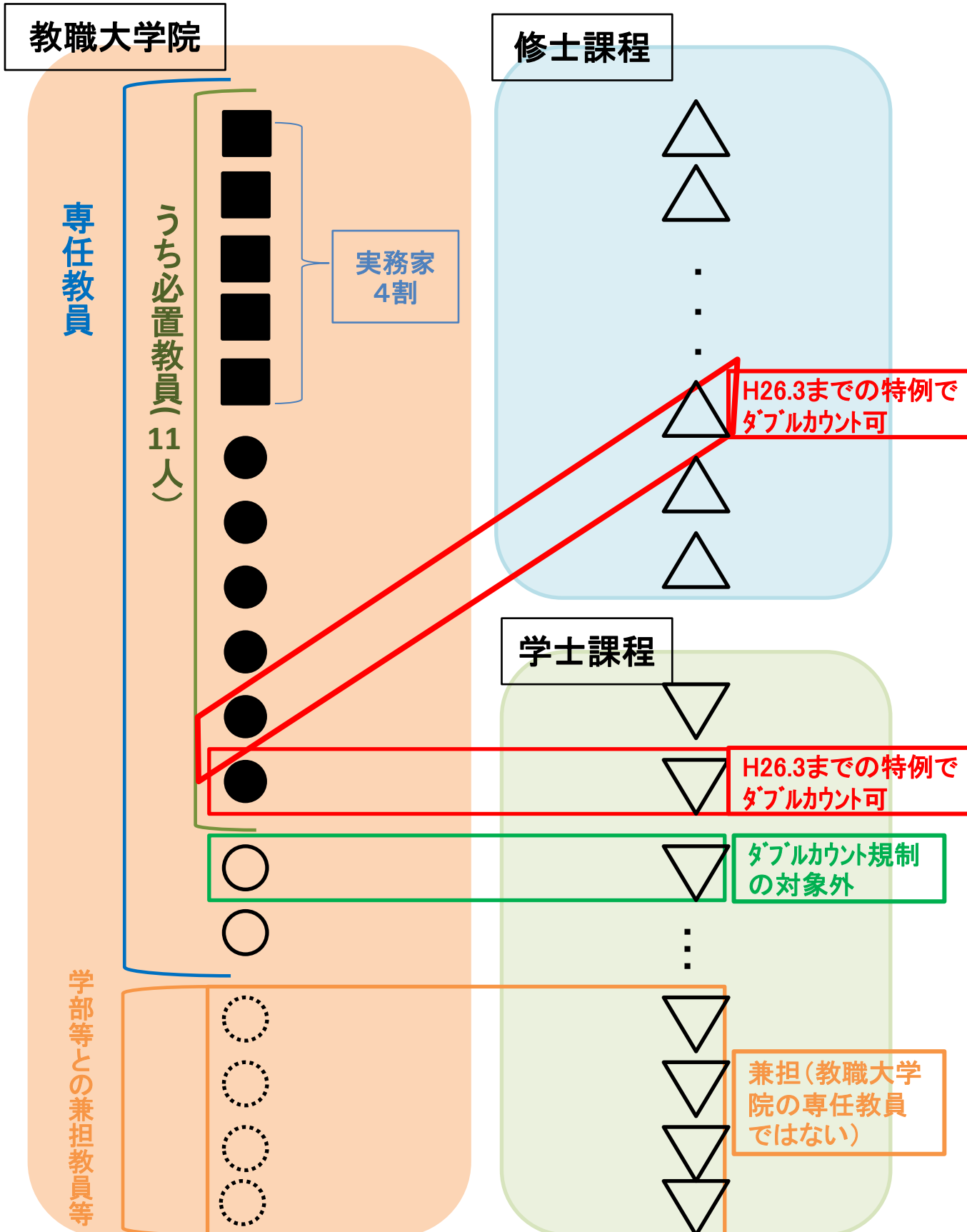
○ また、教職大学院が修士レベルの教員養成の主たる担い手となっていくことを踏まえ、国立教員養成系の修士課程について、今後どのような方向を目指すべきか、その在り方についての検討が必要と考えられる。

○ その際、専門職大学院が質保証の観点から、教育に専念する教員組織を充実することを制度創設の趣旨としていることに留意した上で、今後の修士レベル化を進め、学部との一貫性を確保する観点から、教職大学院の専任教員のダブルカウント(設置基準上必ず置くこととされている専任教員を他の学位課程の必置教員数に算入すること)の在り方について検討を行う必要があると考えられる。

教職大学院のダブルカウムの取扱いについて

別紙

■→実務家教員 ■●→必置教員 ○→必置外専任教員 ◌→兼担教員



※ 博士課程(後期)との間のみでは、必置教員の全員がダブルカウムの対象可能